

償却資産の申告について

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額（減価償却費）が税務会計上損金、または必要経費となるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有しているものを含む）をいいます。

2. 償却資産の申告について

（１）～（２）のいずれかに該当する場合、申告が必要です。

（１） １月１日現在で、玉野市内に償却資産を所有している

（２） 前年の１月１日現在で、玉野市内に償却資産を所有していた

※廃業、移転等で玉野市内に償却資産が無くなった場合や、償却資産の増減が無い場合も申告が必要です。

3. 申告が必要な資産

（１）～（７）のいずれかに該当する資産は、申告が必要です。

（１） 税務会計上で減価償却の対象としている資産

（２） 簿外資産

（３） 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

（４） 建設仮勘定で計上されている資産

（５） 遊休資産、未稼働の資産

（６） 赤字決算のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産

（７） ０または９ナンバーの大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

4. 申告の対象外となる資産

（１）～（８）のいずれかに該当する資産は、申告の対象外です。

（１） 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

（２） 生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる事業の用に供する生物を除く）

（３） 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア）

（４） 耐用年数が１年未満のもの

（５） 繰延資産

（６） 棚卸資産

（７） 取得価額が１０万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

（８） 取得価額が２０万円未満の資産のうち３年間で一括償却したもの

※取得価額が２０万円未満の資産は、会計処理（償却方式）によって取り扱いが変わります。

償却方式 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 個別の減価償却	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要
② 中小企業等の特例		申告必要	申告必要	
③ 3年間で一括償却	申告対象外	申告対象外		
④ 一時に損金算入	申告対象外			

5. 償却資産の例

資産種類	機器細目等
構築物	広告塔、舗装路面、堤防、門、塀、煙突、アンテナ、水槽、排水溝 簡易な建物（壁が2面以下のもの、基礎のない物置等）、 建築設備のうち償却資産として扱うもの、 テナントの方が借家に施工した建築設備・内装 など
機械 及び装置	太陽光発電設備、工作機械、土木機械、建設用機械、食品加工製造設備、 化学装置、自走式作業用機械、各種産業用機械及び装置等 など
船舶	客船、貨物船、曳船、漁船、モーターボート、貸しボート など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両 運搬具	大型特殊自動車（〇または九ナンバー）、その他運搬車 など ※自動車税、軽自動車税の対象になっているものは除く
器具工具 及び備品	事務機器、通信機、試験器具、測定器具、看板、容器、電気ガス機器、 事務机、ロッカー、金庫、理美容機器、医療機器、娯楽スポーツ器具、 観賞用生物、自動販売機、各種工具、その他営業用備品 など

6. 償却資産の評価について

1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の所有者が納税義務者となります。

2) 評価額

固定資産評価基準に基づき、取得価額、耐用年数に応じた減価残存率および取得後の経過年数により計算し、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

取得時期	評価額
前年中に取得（1年目）	取得価額 × 減価残存率（前年中取得のもの）
前年前に取得（2年目以降）	前年度の評価額 × 減価残存率（前年前取得のもの）

※上記の計算により求めた評価額が取得価額の5%未満の場合は、取得価額の5%が評価額となります。

計算例）取得年：令和元年

取得価額：2,000,000円

耐用年数：10年

減価残存率（前年中）：0.897

減価残存率（前年前）：0.794

○ 令和2年度評価額 = $2,000,000 \times 0.897 = 1,794,000$
【取得価額】 【減価残存率（前年中）】

○ 令和3年度評価額 = $1,794,000 \times 0.794 = 1,424,436$
【前年度評価額】 【減価残存率（前年前）】

○ 令和4年度評価額 = $1,424,436 \times 0.794 = 1,131,002$
【前年度評価額】 【減価残存率（前年前）】

3) 課税標準額

1月1日現在の、全償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。

4) 税率

課税標準額の1.4%が税額となります。

5) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。